

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	電線共同溝の建設又は増設の場合の占用予定者の建設負担金の負担
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 7 条第 1 項、第 8 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 7 条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第 2 条、第 3 条、第 4 条、付録第 1
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 建設負担金の額の算出方法 (電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第 2 条)</p> <p>電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (以下「法」という。) 第 7 条第 1 項 (法第 8 条第 3 項において準用する電線共同溝の増設を含む。) の規定に基づく負担金 (以下「建設負担金」という。) の額は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令付録第 1 の式により算出した電線共同溝の建設又は増設によって支出を免れることとなる金額 (当該算出した金額の合計額が電線共同溝の建設又は増設に要する費用の額を超える場合にあっては、当該費用の額に当該合計額に対する当該算出した金額の割合を乗じて得た額) とする。</p> <p>2. 建設負担金に係る費用の範囲 (電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第 3 条)</p> <p>法第 7 条第 2 項 (法第 8 条第 3 項において準用する電線共同溝の増設を含む。) に規定する電線共同溝の建設又は増設に要する費用の範囲は、電線共同溝の建設又は増設のために直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、機械器具費、営繕費、工事雑費並びに事務費とする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 1 3 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	占用予定者であった者以外の者等の占用負担金の負担
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 13 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 13 条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第 5 条、第 6 条、付録第 2
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>占用負担金の額の算出方法 (電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第 5 条)</p> <p>電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 13 条第 1 項の規定に基づく負担金 (以下「占用負担金」という。) の額は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令付録第 2 の式により算出した電線共同溝の占用によって支出を免れることとなる金額 (その金額が電線共同溝の建設又は増設に要した費用の額から既に負担された建設負担金及び占用負担金の合計額を控除した額を超える場合にあっては、当該控除した額) とする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	電線の構造等の基準に適合しない場合の措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 16 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 16 条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第 7 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 電線の構造及び敷設方法に関する基準 (電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第 7 条)</p> <p>(1) 電線共同溝に敷設する電線の構造は、漏電、火災等により当該電線共同溝及び当該電線共同溝に敷設される他の電線の構造又は管理に支障を及ぼすことがないものでなければならない。</p> <p>(2) 電線共同溝に電線を敷設する場合における敷設の方法は、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>ア 敷設に関する工事の実施に当たっては、あらかじめ、当該工事の期間及び概要を道路管理者に届け出ること。</p> <p>イ 電線共同溝に敷設されている他の電線の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。</p> <p>ウ 電線共同溝のマンホール又はハンドホールのふたを開けておくときは、当該箇所にさくを設け、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。</p> <p>エ 敷設に関する工事の時期は、道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期とすること。</p> <p>2. 電線の構造及び敷設方法に関する基準の遵守 (電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 16 条第 2 項)</p> <p>電線共同溝を占有する者が敷設する電線が電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 16 条第 1 項に規定する基準 (電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第 7 条の基準) に適合しない場合は、当該占有する者に対し、当該敷設に関する工事の中止又は当該電線の改造、移転若しくは除却その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公益上やむを得ない必要が生じた場合の措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 17 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 17 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 公益上やむを得ない必要が生じた場合における措置（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 17 条第 1 項） 道路管理者は、電線共同溝の存する道路について当該電線共同溝の管理上の事由以外の事由に基づく工事を行う必要が生じた場合その他公益上やむを得ない必要が生じた場合においては、この法律の規定に基づき電線共同溝を占有する者に対し、当該敷設に関する工事の中止又は当該電線の改造、移転若しくは除却その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2. 通常受けるべき損失の補償（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 17 条第 2 項） 道路管理者は、電線共同溝を占有する者が公益上やむを得ない理由により必要な措置を講ずべきことを命ぜられたことによって損失を受けたときは、その者に対し、当該処分によって通常受けるべき損失を補償しなければならない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	措置命令に基づく損失補償金の原因者負担
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 17 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 17 条第 2 項・第 4 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 道路管理者は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 17 条第 2 項の規定により公益上やむを得ない必要による補償金額を、その措置の必要を生じさせた者に負担させることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	電線共同溝の管理負担金の負担
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 19 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第 8 条、第 9 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 管理負担金に係る費用 (電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第 8 条) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 19 条に規定する政令で定める費用は、電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理のために直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、機械器具費、営繕費、工事雑費並びに事務費とする。</p> <p>2. 管理負担金の額の算出方法 (電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第 9 条)</p> <p>(1) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 19 条の規定に基づく負担金 (以下「管理負担金」という。) の額は、同法第 18 条に規定する費用の額に電線共同溝の建設又は増設に要した費用の額に対する当該電線共同溝を占有する者に係る電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令付録第 1 の式又は付録第 2 の式により算出した金額の割合を乗じて得た額 (当該乗じて得た額の合計額が同条に規定する費用の額を超える場合にあっては、同条に規定する費用の額に当該乗じて得た額の合計額に対する当該乗じて得た額の割合を乗じて得た額) とする。</p> <p>(2) 道路管理者は、前項の規定によることができない場合又は同項の割合によることが著しく公平を欠くと認められる場合には、電線共同溝を占有する者の意見を聴き、別に管理負担金の額を定めることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	電線共同溝を占有する者に対する原状回復についての措置の指示
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 20 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 20 条第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>この法律の規定に基づき電線共同溝を占有する者は、電線共同溝を占有することができる期間が満了した場合、電線共同溝の占有を廃止した場合又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 26 条の規定による許可若しくは承認の取消しの処分があった場合においては、電線を除却し、占有している電線共同溝の部分を原状に回復しなければならない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	負担金の督促 (道路法第 73 条第 1 項準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 25 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	道路法第 73 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>電線共同溝の占用予定者の建設負担金 (電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 7 条第 1 項)、電線共同溝の増設の場合の建設負担金 (同法第 8 条第 3 項)、占用予定者であった者以外の者等の占用負担金 (同法第 13 条第 1 項) 又は管理負担金 (同法第 19 条) については、道路法第 7 条の規定を準用して強制徴収することができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	電線共同溝の占用許可の取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 26 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 26 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 26 条各号のいずれかに該当する者に対して、占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可 (同法第 10 条)、占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占用の許可 (同法第 11 条第 1 項)、電線共同溝の占用に係る変更の許可 (同法第 12 条第 1 項) 又は許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡の承認 (同法第 15 条第 1 項) を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、又は電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者の地位を取り消すことができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日